

令和6年第4回（6月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
報告第9号	専決処分した事件の承認について（令和6年度上越市一般会計補正予算（専第1号））	総務課	1～3
議案第81号	上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	行政イノベーション課	4～8
議案第78号	令和6年度上越市一般会計補正予算（第2号）	市民課	9

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	報告第 9 号
提 出 課	総務課

歳出科目（P 68～P 69）	2 款 1 項 32 目	定額減税補足給付費
-----------------	--------------	-----------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
定額減税補足給付金事業	0	1, 571, 028	1, 571, 028

主 な 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	1, 571, 028	職員手当等	2, 600
		需用費	394
		役務費	4, 134
		委託料	102, 000
		負担金補助及び交付金	1, 461, 900

【補正理由】

国がデフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として行う 1 人 4 万円の定額減税において、減税しきれないと見込まれる納税義務者に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した定額減税補足給付金（調整給付）を支給する補正予算を専決処分したもの（5 月 8 日専決補正）

【補正内容】

（歳入）

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	1, 571, 028	1, 571, 028

（歳出）

区 分		補正前	補正額	補正後
職員手当等	時間外勤務手当	0	2, 600	2, 600
需用費	修繕料	0	394	394
役務費	通信運搬費	0	68	68
	手数料	0	4, 066	4, 066
委託料	定額減税補足給付金（調整給付） 支給業務委託料	0	102, 000	102, 000
負担金補助 及び交付金	定額減税補足給付金（調整給付）	0	1, 461, 900	1, 461, 900
計		0	1, 571, 028	1, 571, 028

<主な事業費>

- ・ 修繕料 394
電話交換機の主装置設置・調整作業、電話機取付作業など
- ・ 手数料 4, 066
振込手数料など

- ・ 定額減税補足給付金（調整給付）支給業務委託料 102,000

定額減税補足給付金（調整給付）支給に係る確認書発送、受付、審査、支払データの作成など支給業務一式を委託

- ・ 定額減税補足給付金（調整給付） 1,461,900

< 定額減税補足給付金（調整給付）の概要 >

(1) 給付対象者

次の①又は②のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で上越市に住所を有する人で、①においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える人を除き、②においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える人を除く。

- ① アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者の数に一を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した令和5年分の所得税額

- ② ウに掲げる金額がエに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ウ 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者の数に一を加えた数を乗じて得た額

エ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

< 参考 >

対象納税義務者見込み 36,376人（令和6年5月1日現在）

(2) 給付額

次に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

- ① (1)-①-アに掲げる金額から(1)-①-イに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

- ② (1)-②-ウに掲げる金額から(1)-②-エに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

①「所得税分控除不足額」の算出方法				
ア	定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族数)	-	イ 令和6年分推計所得額(減税前) = 令和5年分所得税額(実績)	= A ①所得税分控除不足額
②「個人住民税分控除不足額」の算出方法				
ウ	定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族数)	-	エ 令和6年度分個人住民税額 (減税前)	= B ②個人住民税分控除不足額
「調整給付額」の算出方法				
A	①所得税分控除不足額	+	B ②個人住民税分控除不足額	= 調整給付額 (一万円単位で「切り上げて」算出)

(3) 申請方法

郵送申請方式又はオンライン申請方式

(4) 申請受付期間

確認書発送日から10月31日（木）まで

(5) スケジュール

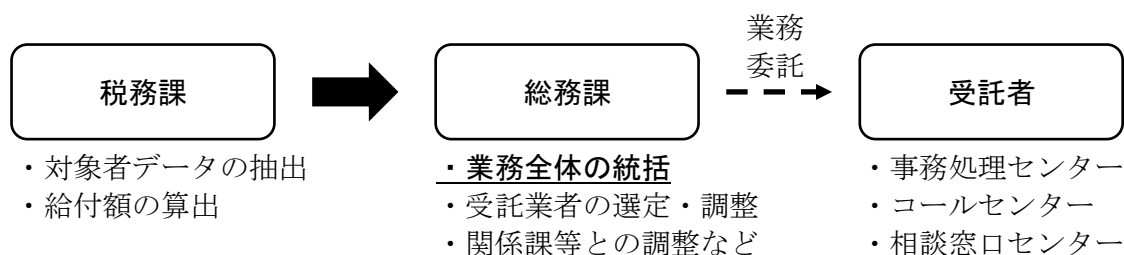
6月3日 事務処理基準日

6月下旬 確認書発送、受付、審査

7月中旬 第1回目給付金支給

10月31日 申請期限

(6) 事務体制



(7) その他

- ・ 事務処理センター、コールセンター、相談窓口センターについては、三和区総合事務所に設置
- ・ 定額減税補足給付金（調整給付）については、給付の算定において「令和 6 年分推計所得税額」を活用するなど、実額による算定ではないことを踏まえ、令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、調整給付額に不足が生じる場合には、追加で当該納税者に不足分の給付を行う。

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 8 1 号
提 出 課	行政イノベーション課

上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

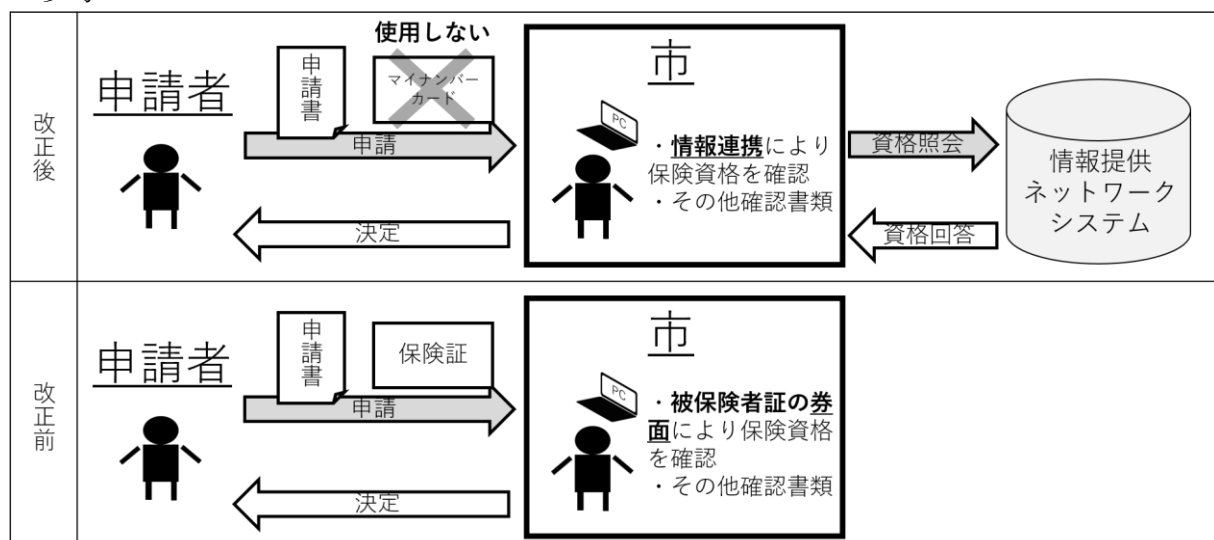
1 改正理由

本年 1 2 月に現行の被保険者証の発行が終了することに伴い、子どもの医療費助成事業などにおいて個人番号を利用し、保険情報等を確認するため、特定個人情報の種類に、医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報を追加するなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 次の 5 つの医療費助成事業において、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報を取得できるよう改める。(別表第 2 関係)
 - ・子ども医療費助成事業
 - ・妊産婦医療費助成事業
 - ・ひとり親家庭等医療費助成事業
 - ・重度心身障害者医療費助成事業
 - ・老人医療費助成事業
- (2) 次の 3 つの医療費助成事業において、公的給付支給等口座登録簿関係情報を取得できるよう改める。(別表第 2 関係)
 - ・子ども医療費助成事業
 - ・ひとり親家庭等医療費助成事業
 - ・老人医療費助成事業
- (3) 生活保護法の改正に伴い、条例中引用する「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。(別表第 2 関係)
- (4) その他文言を整備する。

< 参考 >



4 上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正案新旧対照表

[illegible]

改 正 案				改 正 前			
			に関する情報____ _____ _____ _____ (4)～(6) 略				に関する情報 (以下「医療保険給付関係情報」という。) (4)～(6) 略
		(略)				(略)	
	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報である外国人に対して規則で定めるもの	(1) 医療保険各法の措置に関する事務であって規則で定めるもの		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険各法 (健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) 若しくは地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) をいう。以下同じ。)	次に掲げる情報である外国人に対して規則で定めるもの
			又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報				
			(2)～(7) 略				(2)～(7) 略
			(8) 生活保護関係情報又は生活保護法第 55 条の 5 第 1 項の進学・就職準備				(8) 生活保護関係情報又は生活保護法第 55 条の 5 第 1 項の進学準備給付

改 正 案				改 正 前			
			<u>備給付金</u> の支給に関する情報 (9)～(22) 略 (23) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>				<u>金</u> の支給に関する情報 (9)～(22) 略 (23) <u>公的給付支給口座登録簿関係情報</u>
		(略)				(略)	
	上越市老人医療費助成規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの	(1)～(4) 略 (5) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (6) 公的給付支給等口座登録簿関係情報		上越市老人医療費助成規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの	(1)～(4) 略 (5) 医療保険給付関係情報
		(略)				(略)	
	上越市ひとり親家庭等医療費助成規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの	(1)～(3) 略 (4) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (5) 公的給付支給等口座登録簿関係情報		上越市ひとり親家庭等医療費助成規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの	(1)～(3) 略 (4) 医療保険給付関係情報
	上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に	次に掲げる情報であって規則で定めるもの			上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に	地方税関係情報であって規則で定めるもの	

改 正 案				改 正 前			
	関する条例による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (3) 公的給付支給等口座登録簿関係情報（子どもの医療費助成に限る。）			関する条例による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 7 8 号
提 出 課	市民課

歳出科目（P18～P19）	2 款 3 項 1 目	戸籍住民基本台帳費
---------------	-------------	-----------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
戸籍住民基本台帳費	204, 530	1, 309	205, 839

主 な 財 源	主 な 経 費
国庫支出金 1, 309	委託料 1, 309

【補正理由】

戸籍法の一部改正を受け、戸籍に記載する氏名の振り仮名を本籍人に確認するための通知に係るシステム改修に要する委託料を増額するもの

【補正内容】

（歳入）

区 分	補正前	補正額	補正後
国庫支出金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	1, 309	1, 309

（歳出）

区 分	補正前	補正額	補正後
委託料 戸籍システム改修委託料	880	1, 309	2, 189

<目的>

行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意のものに特定し公証するもの

<改修内容>

戸籍に記載する氏名の振り仮名を本籍人に確認する通知書の印刷に必要なデータの出力機能を戸籍情報システムに付加する。

<スケジュール>

令和 7 年 5 月（予定）	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行
	法施行後、本籍人への氏名の振り仮名の確認通知（市→本籍人）
法施行後一年以内	本籍人による氏名の振り仮名の届出（本籍人→市）
法施行一年後	届出がない本籍人の氏名の振り仮名の職権記載